

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

（計画策定の背景）

少子化^{*}の急速な進行や待機児童^{*}の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は2012年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法^{*}を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度^{*}」（以下「新制度」という。）が2015年4月に全国の市町村で始まります。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっています。

（策定の趣旨）

子ども・子育て関連3法による新たな制度のもとで、町田市が今後子育てをどのように支援していくか、「何を」「どのくらい」「いつまで」に、整備・実施していくかを定めるため、「町田市子ども・子育て支援事業計画^{*}」を策定しました。

この計画は、これからの町田市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。2015年度を初年度とし、2019年度までの5年を1期として、策定します。

計画策定にあたっては、2013年12月に市民や有識者からなる町田市子ども・子育て会議^{*}を設置し、計画の中心となる幼稚園^{*}や保育所、家庭的保育^{*}等の教育・保育施設^{*}と、病児保育や一時保育、学童保育クラブ事業などの11の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期について、活発な議論がされました。また、これまでの取組を分析・評価するとともに、子育て中の保護者からのアンケート調査で把握した保育サービスなどの利用希望を踏まえた計画となっています。

この計画では、保育内容・人材・保育環境等の要素で構成される保育の質を確保しながら、保育の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。計画の中心となる幼稚園や保育所、認定こども園^{*}、家庭的保育等の教育・保育施設と、病児保育や一時保育、学童保育クラブ事業など地域子ども・子育て支援事業を総合的に進め、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するとともに、子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」に取り組みます。

■ 子育てをめぐる現状と課題 ■

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 ・待機児童の解消
 ・地域の保育を支援
 ・教育・保育の質的改善

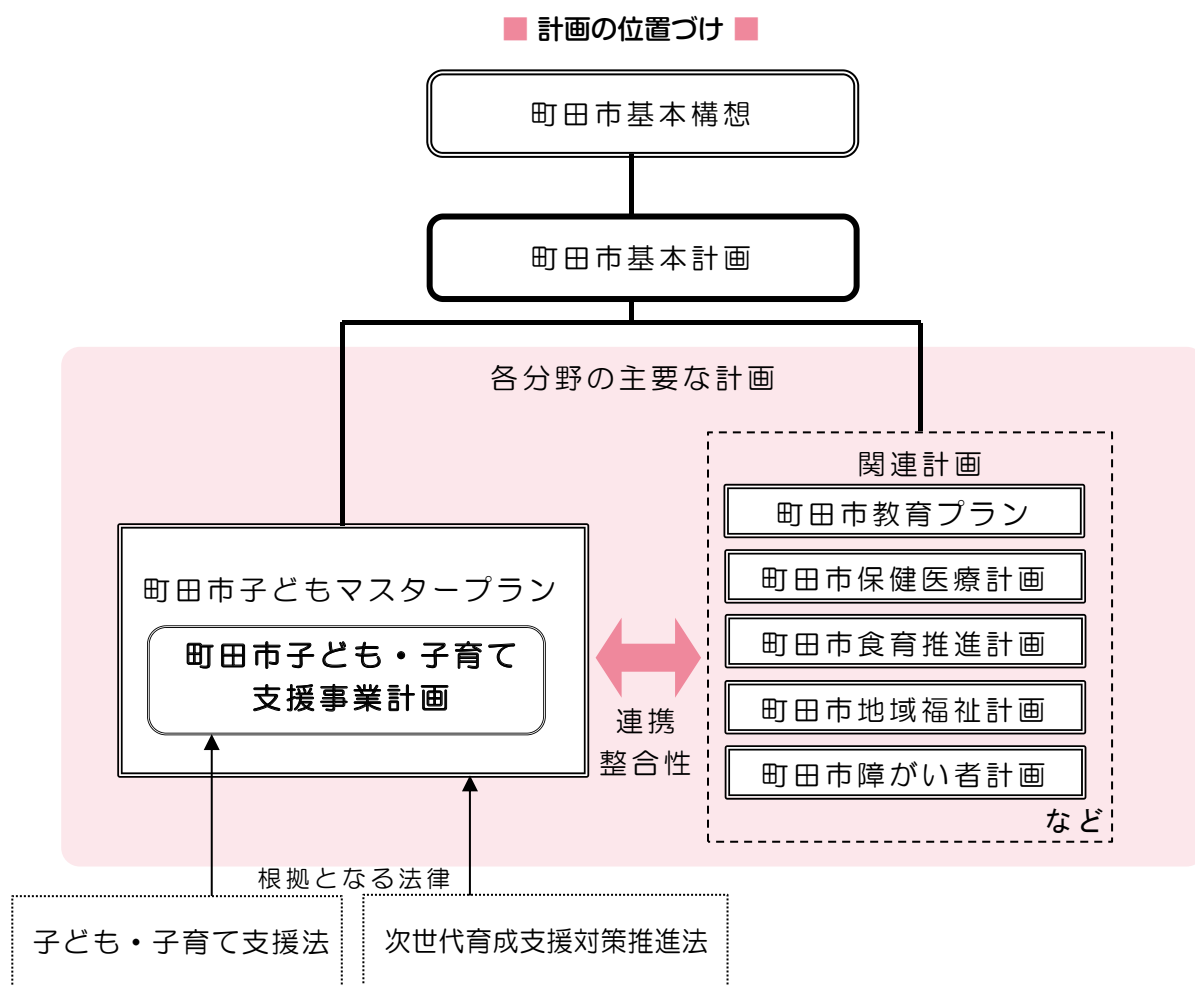
地域の子ども・子育て支援の充実

資料：内閣府

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第2条(基本理念)を踏まえ、第61条第1項に定められている「市町村・子ども子育て支援事業計画」として策定しました。また、期間の延長が決まった次世代育成支援対策推進法*に基づく「町田市子どもマスタープラン*」に内包されます。

町田市におけるこれまでの取組の継続性を確保し、同時に上位計画である「町田市基本構想*」「町田市基本計画*」や関連計画である「町田市教育プラン*」「町田市保健医療計画*」「町田市食育推進計画*」「町田市地域福祉計画*」「町田市障がい者計画*」などとの連携・整合性を図っていきます。



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ（その1）

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
（子ども・子育ての利用希望）
学校教育＋子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
（子ども・子育ての利用希望）
＋保育＋放課後児童クラブ
＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
（子ども・子育ての利用希望）
保育＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
（子ども・子育ての利用希望）
子育て支援

需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
＝
地域型保育給付
の対象※

（施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応）

地域子ども・子育て支援事業

※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

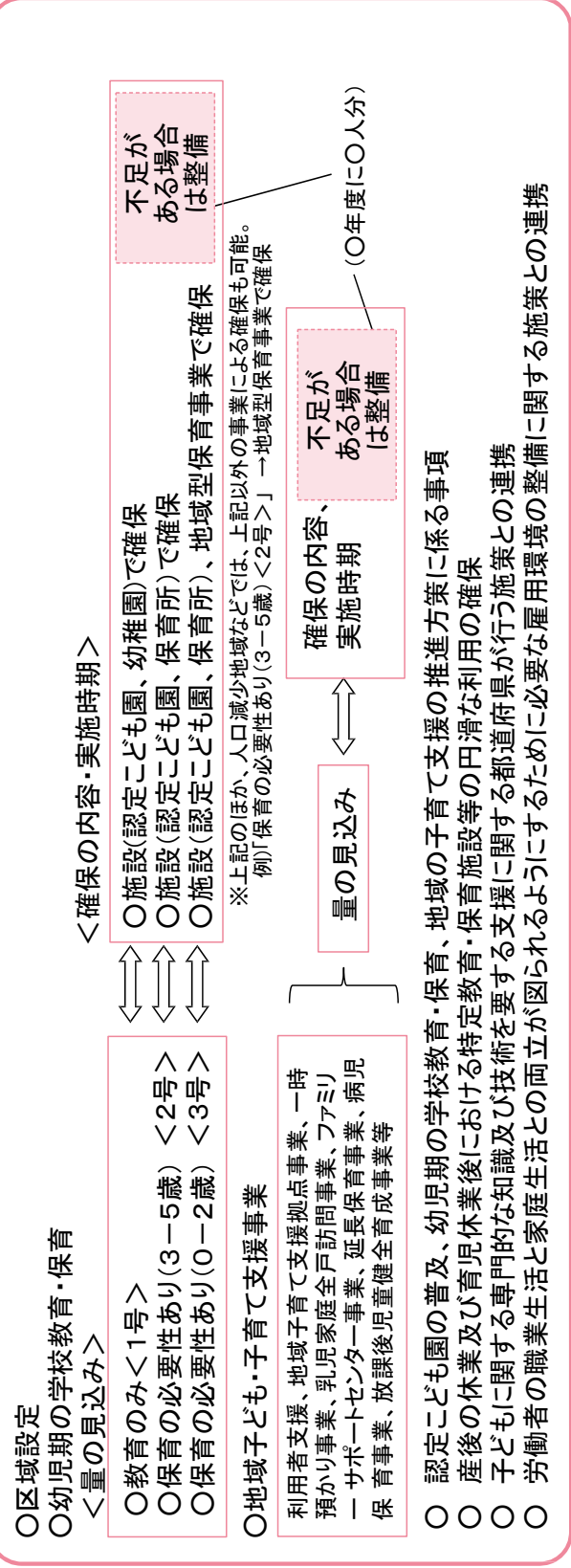
・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

資料：内閣府

- 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント　－「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」
- ＜量の見込み＞
- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。
→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）
- ＜確保の内容・実施時期＞
- ・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）・地域型保育事業による確保の状況を記載。
 - ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要



資料：内閣府

■ 基本指針により定められている市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項 ■

【必須記載事項】

- ①教育・保育提供区域
- ②各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容、実施時期
- ③各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進方策等

【任意記載事項】

- ①事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- ⑦市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

3. 計画の策定方法

この計画の策定にあたっては、就学前児童（0～5歳）の保護者、小学生（1～3年生）の保護者へのアンケート調査を実施するとともに、関係団体の代表や公募市民などで構成する「子ども・子育て会議」において内容の検討を行い、策定作業を進めました。

（アンケート調査の実施）

就学前児童の保護者及び小学生の保護者の子育てにおける実態や教育・保育ニーズなどを把握し、市民の意向を計画に反映するために、2種類のアンケート調査（以下、『アンケート調査結果』とします。）を実施しました。

■ アンケート調査の概要 ■

区 分	内 容
目 的	市民の保育サービスや子育て支援、子どもの日常生活に関する実態や要望・意見等を把握し、子ども・子育て支援法第61条に基づく『町田市子ども・子育て支援事業計画』策定の基礎資料を得る。
実施時期	2014年1月
調査対象	①就学前児童（0～5歳）の保護者（2,745人） ②小学生（1～3年生）の保護者（2,000人）
回収状況	①就学前児童（0～5歳）の保護者（1,673人、60.9%） ②小学生（1～3年生）の保護者（1,146人、57.3%）

（子ども・子育て会議の設置）

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、関係者による「町田市子ども・子育て会議」を設置し意見を求めました。会議では、アンケート調査結果や施策・事業の進捗状況、パブリックコメント*の結果等を踏まえ、町田市子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

（パブリックコメントの実施）

多くの市民意見を反映した計画とするため、ホームページ等において計画素案を広報し、広く市民の意見を募りました。

4. 計画の期間

この計画は、2015年度を初年度とし2019年度までの5年間を対象としています。

なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、2016年度を初年度とする（仮称）新・町田市子どもマスタープランを2015年度に策定する予定です。

		(年度)																							
		'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24				
国		次世代育成支援対策行動計画										次世代育成支援対策行動計画 (策定は任意)													
町田市		町田市子どもマスタープラン (次世代育成支援対策推進行動計画 (前期)を含む)										(仮称)新・町田市子ども マスタープラン													
		町田市次世代育成 支援対策推進行動 計画(後期)										町田市 子ども・子育て 支援事業計画													